

● 長寿医療制度における保険料軽減措置について

平成21年度においては、従来の保険料軽減措置(均等割の7割、5割又は2割軽減措置)に加え、以下の軽減措置を行います。「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

- | | |
|--|---|
| ① 世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の方
→本来は均等割が7割軽減ですが、平成21年度は8.5割軽減となります。 | ③ 長寿医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方
→平成21年度は均等割が9割軽減となります。 |
| ② ①の人のうち、世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の方
※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が0円である場合です。
→平成21年度から均等割が9割軽減となります。 | ④ 年金収入が153万円以上211万円以下の方
※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります。
→平成20年度と同様に所得割が5割軽減となります。 |

● 長寿医療制度の保険料のお支払い方法について

平成21年度以降の保険料のお支払いは、次の2通りの方法からお選びいただけます。
※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人は、口座振替又は納付書によるお支払いとなります。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ①「年金」からのお支払い
特に手手続きいただく必要はありません。 | ②「口座振替」でのお支払い
年金天引きを中止し、口座振替によるお支払いに変更を希望される方は、税務課の窓口にてお手続きください。 |
|-------------------------------------|---|

口座振替への変更に関し、ご注意いただきたいこと

- お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要ですので、①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③長寿医療制度の被保険者証をお持ちくださるようお願いします。
- 世帯主又は配偶者の口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。

▼問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎ 56 9122 納税係 ☎ 56 9121
保険課 国保年金係 ☎ 56 9134

夏休み子どもふれあい教室 受講生募集

東館南集会所を会場にして、子どもたちの交流を深め、人権意識の向上を目指す、「夏休み子どもふれあい教室」を開設します。

● 第1日【7月22日(水)午前9時～11時】『みんなのもり』・『桃色のクレヨン』(ピートオ)の視聴と『人権かるた』とり

人権意識を育みながら、障がい者の人権などについて学びます。

● 第2日【7月24日(金)午前9時～10時30分】英会話教室
やさしい英会話を、友だちと一緒に楽しんで学びます。

▼講師=ジル・エレン・シルバーン先生

通訳=海老原ひとみ先生

● 第3日【7月28日(火)午前9時～11時40分】七宝焼教室
七宝焼の実習を通して制作の喜びを体験します。講

師=猪瀬幸子先生

▼会場=東館南集会所

▼対象者=上三川町在住の小学生(3日間の受講が原則です。受講生の送り迎えは、保護者にお願いします。)

▼定員=30名(申し込み順)

▼費用(教材費、保険料)=500円

▼申し込み締切=7月17日(金)までに左記へ直接又は電話で申し込みください。

▼申し込み・問い合わせ先=

生涯学習課 生涯学習係 ☎ 56 9159

●高齢者在宅福祉サービスのご案内●

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をされているご家族の方を対象に
様々なサービスを用意しています。

●ねたきり高齢者等介護手当交付

▼対象者＝65歳以上で要介護度3以上の高齢者を
在宅で介護している同居の家族の方。

▼内容＝月額3,000円の介護手当を交付します。

●シルバーカー購入費補助

▼対象者＝おおむね65歳以上の高齢者もしくは
60歳以上の身体障がい者で、日常歩くのに杖など
を必要としている方。

▼内容＝シルバーカー（手押し車）購入費の1／3
を助成します（限度額5,000円）。

●安否確認・緊急通報システムの貸与

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢
者又はひとり暮らしの1級又は2級の身体障がい
者等で、持病等で緊急時に不安のある方。

▼内容＝病気などの緊急時に通報センターに通報
する装置、安否確認センサーを貸与いたします。

●寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢
者や高齢者のみの家庭、及び要介護度4以上の
在宅の高齢者で、寝具の衛生管理が困難な方。

▼内容＝寝具類等一式（掛布団、敷布団、毛布）の
洗濯、乾燥消毒（年2回まで）。自己負担700円／
1回

●高齢者日常生活用具給付

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢
者等で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮を
必要とする町民税非課税世帯である方。

▼内容＝電磁調理器、自動消火器を給付します。

●高齢者介護用品給付

▼対象者＝要介護度4以上の高齢者を在宅で介護
している人で、町民税非課税世帯である方。

▼内容＝紙おむつなどの介護用品と交換のできる
15,000円分の給付券を年5回交付します。

～現在受付中です～

今年度の給付券の交付が7月から始まりま
すので、現在申請を受け付けています。

昨年度受給していた方も
改めて申請が必要です。



●社会福祉法人の利用者負担額の軽減

▼対象者＝下記の要件をすべて満たす方。

・年間収入が単身世帯で150万円、1人増えるごとに50万円加算した額以下であること。

・預貯金が単身世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

・居住用以外に資産がないこと。

・親族等に扶養されていないこと。

・介護保険料を滞納していないこと。

▼内容＝社会福祉法人の提供する介護サービスの
自己負担額を標準で25%軽減します。

（ただし、軽減率については平成21年4月1日～
平成23年3月31日までは介護報酬改定に伴う特
例措置として28%となります。）

▼申請・問い合わせ先＝

保険課 高齢者支援係 ☎ 56 9129

該当する方には、用紙を6月
中旬に郵送しています。
児童手当等を受けている方が
続けて手当を受けるためには、
6月に「現況届」を提出しなけ
ればなりません。

この届は、6月1日における
状況を記載し、児童手当等を引
き続き受ける要件があるかどうか
を確認するためのものです。
この届の提出がないと、6月
分以降の児童手当等が受けられ
なくなりますので、必ず提出して
ください。

※児童手当等を新たに請求する
方は、子育支援係まで申請して
ください。申請した月の翌月分
から支給の対象になります。

☎ 56
健康福祉課 子育支援係
9130

▼問い合わせ先



児童手当等現況届は
お済みですか？